

(案)

平成 25 年(2013 年) 8 月 日

防府市長 松浦 正人 様

防府市廃棄物減量等推進審議会
会長 広石 聖

「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「防府市廃棄物
処理施設設置及び管理条例」の一部改正について（答申）

平成 25 年 6 月 18 日付け、防ク第 283 号で諮問のありました「防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「防府市廃棄物処理施設設置及び管理条例」の一部改正について、慎重に審議をしました。

その結果、原案が適当であるという結論を得ましたので、答申します。

なお、下記事項に十分に配慮されるよう要望します。

1. 新しい分別を開始するに当たっては、住民説明会を開催するなど、十分な周知・啓発活動を行なうこと。
2. 事業系廃棄物については、減量化を推進するために、搬入物検査など効果のある施策を実施すること。
3. 新しい廃棄物処理施設内の啓発施設を有効に活用し、環境教育・環境学習などによる、3Rの啓発活動に積極的に取り組むこと。